# 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金地域スポーツ振興助成交付要綱

（令和８年６月９日令和８年度要綱第２号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成 15 年度規則第１号。以下「業務方法書」という。）第 13 条の規定に基づき、スポーツ振興投票に係る収益をもって、市町村（特別区を含む。）が行う地域スポーツ振興に資する事業に対する必要な資金の支給を適正に行うため、スポーツ振興くじ助成金地域スポーツ振興助成（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

（助成の対象となる事業等）

第２条　この助成金による助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）並びに助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は別記に定めるとおりとし、財源の範囲内で業務方法書第 12 条の規定に基づくスポーツ振興事業助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て助成金を交付する。

２　国費（国費を財源とする資金を含む。）又は公営競技等の収益による資金の支給を受けて行う事業等は、助成の対象としない。

３　助成対象期間は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年間とする。

（交付の申請及び実績報告）

第３条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象事業を完了したときは、完了日の属する年度の翌年度の４月 10 日までに助成金交付申請及び助成対象事業実績報告書を独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

２　助成対象者は、前項に規定する助成金交付申請及び助成対象事業実績報告書を提出するに当たり、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金交付申請及び助成対象事業実績報告書を提出しなければならない。

（交付の決定及び助成金の額の確定）

第４条　理事長は、前条の申請及び報告を受けた場合は、書類の審査を行い、その実績が、助成の目的に適合すると認めたときは、交付申請額と審査委員会で決定した配分基準による金額といずれか低い額をもって助成金の交付決定及び助成金の額を確定し、助成金交付決定及び交付額確定通知書を前条第１項の助成金交付申請及び助成対象事業実績報告書を提出した者に送付するものとする。

（交付の決定の取消）

第５条　理事長は、次の各号に該当する場合は、前条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　助成事業者（前条の通知を受けた者をいう。以下同じ。）が、この要綱に基づく理事長の処分又は指示に違反した場合

⑵　助成金の交付の申請及び実績の報告について不正の事実があった場合

⑶　助成事業者が、助成金を助成事業（前条の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）

以外の用途に使用した場合
⑷　助成事業者が、助成事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合
⑸　助成事業者が、世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程又はスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成 31 年3月文部科学大臣決定)を遵守していないと認められる場合
⑹　助成事業者が、その他この要綱に違反した場合
⑺　交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

2　理事長は、前項第 7 号の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、理事長が認めた場合に限り、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条　理事長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、助成事業者に対し期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

2　助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を理事長に提出しなければならない。

3　理事長は、前項の報告書の提出があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第7条　助成事業者は、第5条第1項第1号から第6号の理由により交付の決定を取り消され、前条第1項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95%の割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2　前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。期限内に納付しなかったときは、助成事業者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

3　理事長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(状況報告及び検査等)

第8条　理事長は必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2　理事長は、助成金の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又はセンター職員その他理事長が指定する者にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

3　前項の職員その他理事長が指定する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(財産の管理等)

第9条　助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 10 条　助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加

価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具については、別に定める期間内において、理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2　理事長は、前項の場合において、理事長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(助成金の経理)

第 11 条　助成事業者は、助成事業者における会計諸規程等の定めるところにより、適正に処理を行い、助成金の使途を明らかにするものとする。

(ロゴマーク等の表示)

第 12 条　助成事業者は、助成事業の実施に際し、ロゴマークの表示その他の方法により助成金による助成事業である旨の周知に努めるものとする。

(助成事業の公開等)

第 13 条　助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報の公開に努めるものとする。

2　理事長は、助成事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(その他)

第14条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

**附　則**

この要綱は、令和8年6月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記

# 地域スポーツ振興助成実施要項

1　目的

部活動の地域展開も含めた地域課題に柔軟に対応するなど、幅広く地域スポーツの振興に資する事業に対して助成を行うことにより、地域における持続可能なスポーツ機会を創出することを目的とする。

2　助成対象事業

助成の対象となる事業は、地域スポーツの振興に資する事業とする。

3　助成対象者

助成の対象となる者は、市町村(特別区を含む。)とする。

4　助成対象経費

助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費とする。

5　助成金の額

助成金の額は、定額(千円未満切捨て)とする。